

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月26日
【会社名】	株式会社グローバルウェイ
【英訳名】	Globalway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 各務 正人
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目7番3号
【電話番号】	03-5441-7193(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山本 慶一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目7番3号
【電話番号】	03-5441-7193(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山本 慶一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。なお、本変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第19条 (条文省略)	第1条～第19条 (現行どおり)
(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u>	(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 削除
第21条～第39条 (条文省略)	第21条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役4名選任の件

各務正人、渡辺信明、山本慶一、黒田真行を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

竹内中和を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	8,732	26	0	(注)1	可決 99.61
第2号議案					
各務 正人	8,704	54	0	(注)2	可決 99.29
渡辺 信明	8,706	52	0		可決 99.32
山本 慶一	8,706	52	0		可決 99.32
黒田 真行	8,704	54	0		可決 99.29
第3号議案					
竹内 中和	8,706	52	0	(注)3	可決 99.32

(注)1. 当社定款第16条第2項により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。」と定めております。

2. 当社定款第19条により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と定めております。

3. 当社定款第29条により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と定めております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上